

開発事業条例の手続き

まちづくり条例の手続き
(2,000 m²以上の開発事業)



- 500 m²以上の開発行為
- 一定規模（建築物の高さ又は階数）を超える建築等
- 特定土地利用

- 500 m²未満の土地に関する区画の分割

- 再開発型開発行為
- 一定規模を超える建築
- 500 m²未満の土地に関する特定斜面地の宅地造成・斜面地建築物の建築

- (ア)・(イ)・(ウ)・(エ)
- (カ)
- (セ)・(ソ)・(タ)・(チ)

- (サ)

- (オ)
- (キ)
- (ク)・(ケ)・(コ)

【別表第1】

各課との事前相談・標識の設置の届出

【第13条】

事前相談報告書の提出

【第15条】

住民説明

近隣住民等への説明

【第17条】

近隣住民説明
実施報告書の提出

【第18条】

近隣住民説明実施
報告書の確認

【第19条】

周辺住民等への
説明申出受付期間※1

※1
周辺住民等への
説明申出受付期間
は標識設置から「近隣住民説明
報告書の提出日」
から7日まで

周辺住民等への
説明

【第20条】

計画公開等結果
報告書の提出

【第21条】

計画公開等結果報告書の閲覧

【第22条】

計画公開等結果報告書の確認通知

【第23条】

開発事業協議申出

【第27条】

市長との協議

【第27条】

(必要に応じて開催)

開発事業等協議会・都市計画審議会

※都市計画法第29条の規定による許可を要する開発事業の場合は、協議が
まとまった段階で、開発審査課へ「開発計画概要書」を提出してください。

開発事業適合審査の申請

【第24条】

開発基準の適合審査

【第25条】

開発基準適合確認通知

【第26条】

開発事業に
関する協定※2

【第28条】

※2
特定土地利用
は協定不要

関係法令の手続き

工事着手届の提出

【第64条】

工事完了検査の申出

【第66条】

工事完了検査

【第66条】

工事完了届の申出

【第64条】

完了検査通知

【第66条】

手続き終了